

急速充電器更新設計業務委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、奈良県（以下、「発注者」という。）が委託事業者（以下、「受注者」という。）に委託して実施する「急速充電器更新設計業務」（以下、「本業務」という。）について必要な事項を示したものである。

2 業務目的

国は、令和5年10月に「充電インフラ整備促進に向けた指針（以下、「指針」という。）」を策定しており、更新や新規設置の際に充電器の高出力化など、電気自動車ユーザーの利便性向上を目指していくとしている。

本県は、平成27年1月に本庁舎及び橿原総合庁舎に設置した電気自動車用急速充電器を設置しているが、設置から9年以上経過しており、故障等が発生している。

電気自動車ユーザーの利便性向上を図るため、当該指針に基づき、更新する急速充電器の設計を行う。

3 業務履行期間

契約締結日の翌日から令和6年12月27日とする。

5(2) 急速充電器の状況・周辺調査については、令和6年9月30日までに提出すること。

4 対象設備設置場所

本業務で対象とする設備設置の場所は、以下のとおりとする。

- 奈良県庁 本庁舎（奈良市登大路町30）
- 橿原総合庁舎（橿原市常盤町605-5）

5 業務内容

(1) 計画準備

業務実施に際し必要な計画及び準備等を行い、業務計画書を作成すること。

(2) 急速充電器の状況・周辺調査

国の考え方・方針等、履行場所に設置する急速充電器の設計を行うにあたり必要となる情報の整理を行うこと。また、必要に応じて独自調査・関係機関・部署へのヒアリング等を行うこと。

<充電器設置のために必要となる情報（想定）>

- ① 更新する急速充電器の仕様
- ② ①の仕様を満たす想定機器
- ③ 設置にあたっての必要となる施工図面等
- ④ 設備費用・工事費用（算出にあたっては、国等の補助金も考慮すること）
- ⑤ 更新スケジュール（令和7年度中の設置を想定）
- ⑥ 設置にあたり考慮が必要となる関係法令等
- ⑦ 設置後の運用・メンテナンス等について
- ⑧ その他特記事項

<調査一例>

- ① 既存充電器の現況調査（電気設備容量や配線の整理）
- ② 履行場所周辺に設置している急速充電器の使用状況調査
- ③ 急速充電器メーカーへの聞き取り調査

(3) 導入急速充電器の設計

上記(2)で検討した内容をもとに、導入する急速充電器について設計すること。

(4) 打ち合わせ・協議および報告書の作成

打ち合わせ・協議は、4回程度とし、初回、納入時のほか、必要に応じて適宜実施する。打ち合わせ・協議の内容は、打ち合わせ記録簿として受託者がとりまとめ、発注者及び受託者が確認のうえ、双方が保管するものとする。また、調査結果を報告書として取りまとめること。

6 資料等の貸与

発注者が保有する行政資料について、業務遂行上必要であれば受注者に貸与するものとする。

受注者は発注者の指示に従い、借用書を発注者に提出のうえ資料の貸与を受けるものとし、本業務の完了後は、速やかに借用した資料を発注者に返却しなければならない。

7 成果品の作成及び提出

業務完了後、以下の成果品を提出すること。なお、本業務の成果品については、発注者の検査を受けた後、納品するものとする。

- (1) 報告書（簡易製本） 4部
- (2) 報告書の概要版 4部
- (3) 打ち合わせ記録
- (4) 上記を収めた電子データ CD-R または DVD-R 2枚

8 成果品の納品場所

奈良市登大路町30 奈良県本庁舎2階

奈良県 環境森林部 脱炭素・水素社会推進課 脱炭素推進係

9 著作権

本業務により作成された成果物の著作権については、契約の中で別途受注者から発注者へ譲渡する旨を定めるものとする。

10 公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- (1) 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- (2) 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

- ① 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。
 - ② 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ③ 厚生年金法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用されるものを含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ④ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - ⑤ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- (3) 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。